平成２９年（フ）第１４４３号
東京都港区麻布十番２－７－14　Ａｚａｂｕ275　303、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区上落合３丁目12番７号
破産者　五醸株式会社
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４４４号
東京都港区西麻布４－８－18―204、住民票上の住所東京都港区西麻布４丁目10―７　西麻布410　３Ｆ
破産者　城倉　　隆
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５０３号
東京都文京区後楽２丁目23番７号
破産者　株式会社よしツアー
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５０４号
東京都稲城市平尾２丁目３－９
破産者　吉岡　徳宏
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５３５号
東京都新宿区改代町33番地17　第二ＮＨビル５Ｆ
破産者　株式会社ｅ・ｒａ
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５３６号
東京都世田谷区北烏山２丁目３－５－405
破産者　松口　賢士
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０３２号
東京都江戸川区南葛西２丁目23－８－302
破産者　山本晋こと　金　　晋洙
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０３９号
東京都板橋区四葉２丁目23―16―102
破産者　尾崎　栄二
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０４０号
東京都板橋区四葉２丁目23―16―102
破産者　尾崎　由美
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０４６号
東京都新宿区大久保１丁目６－４－305
破産者　高山光秀こと　金　　廣壽
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０７８号
東京都葛飾区堀切７丁目22―23―310
破産者　伊賀　直樹
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２６０号
東京都新宿区上落合２丁目21―10―102
破産者　猪瀬　正志
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３３２号
東京都世田谷区奥沢６丁目12－４　中村方204
破産者　佐々木勝幸
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３４３号
東京都江戸川区東葛西１丁目７―17―203
破産者　佐藤　眞弓（旧姓彦田）
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３５８号
東京都杉並区浜田山３丁目35―34―701
破産者　仙場　陽子
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３６４号
千葉県白井市冨士35―４―205
破産者　新井　勝也
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３７９号
東京都練馬区北町８丁目15―22　ＫＡハイムＡ棟201
破産者　小日向英雄
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３９６号
埼玉県志木市上宗岡４丁目14―18
破産者　浅野　智久
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４２５号
神奈川県横浜市青葉区荏子田３丁目20―４
破産者　佐藤　　誠
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４３０号
東京都三鷹市新川４丁目８－12―205
破産者　間戸　崇洋
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４８３号
東京都墨田区向島５丁目47―１―501
破産者　伊草　涼惠
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５３４号
東京都江戸川区西葛西３丁目17―６―601
破産者　河合允榮こと　梁　　允榮
1　決定年月日　平成29年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部